（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「報告者」欄中「国籍等」欄には、国籍又はこれに類する地域を記載すること。

4　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

5　「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄には「発行会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記入すること。「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「２　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

6　「２　委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

7　「３　委任の相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「３　委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

8　「３　委任の相手方」欄中「⑶　国籍・設立国等」欄には、委任の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、委任の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）